

# 令和元年度第1回 国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

- 日 時： 令和元年6月19日（水）  
午前10時00分～午後12時00分
- 会 場： 国分寺市役所 書庫棟一階 会議室

## 【委員】（敬称略）

石渡 和実（会長）	東洋英和女学院大学大学院 教授（識見を有する者）
坂田 晴弘（副会長）	国分寺市地域活動支援センター つばさ 管理者 （市内の地域活動支援センターの代表者）
小池 晃	国分寺市身体障害者福祉協会 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
神原 富美子	国分寺市手をつなぐ親の会 監事 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
寒川 吟子	はらからの家福祉会 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
稲垣 恵美子	国分寺難病の会 会長 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
増坪 美津留	立川公共職業安定所 主任就職促進指導官 （障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者）
石丸 邦子	国分寺市障害者就労支援センター 就労コーディネーター （障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者）
土井 満春	国分寺市地域活動支援センター 虹 施設長 （市内の地域活動支援センターの代表者）
伊澤 雄一	国分寺市地域生活支援センター プラッツ 総合施設長 （市内の地域活動支援センターの代表者）
銀川 紀子	国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長 （国分寺市障害者基幹相談支援センターの代表者）
八橋 宏	ともしび工房 所長（市内の障害福祉サービス事業所及び障害児 通所支援事業所の代表者）
松崎 貴広	ハッピーテラス国分寺 教室長（市内の障害福祉サービス事業所 及び障害児通所支援事業所の代表者）
小林 冬子	東京都多摩立川保健所 課長代理（東京都多摩立川保健所の代表者）
山本 剛	東京都立武蔵台学園 進路指導 専任（教育に関する機関の代表者）
石川 聖子	国分寺地域包括支援センターひよし 管理者 （市内の地域包括支援センターの代表者）
北邑 和弘	国分寺市社会福祉協議会 地域福祉係長 （国分寺市社会福祉協議会の代表者）
浜本 恵美子	国分寺市民生委員・児童委員協議会

	(国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者)
古川 健太郎	第二東京弁護士会 弁護士 (識見を有する者)
渡邊 浩典	高齢福祉課 課長 (市の職員)
坂本 岳人	子育て相談室 室長 (市の職員)
大島 伸二	学校指導課 統括指導主事 (市の職員)

【当日欠席委員】 神原委員, 増坪委員, 渡邊委員

【事務局】(敬称略)

福祉部長 (横川 潔)  
福祉部 障害福祉課長 (廣瀬 喜朗)  
福祉部 障害福祉課計画係長 (寒河江 美千代)  
福祉部 障害福祉課生活支援係長 (大平 隆司)  
福祉部 障害福祉課相談支援係長 (石丸 明子)  
福祉部 障害福祉課事業推進係長 (千田 孝一)  
福祉部 障害福祉課事業推進係 (市村 智美)  
国分寺市障害者基幹相談支援センター主任 (藤木 佑介)  
国分寺市障害者基幹相談支援センター (小堺 幸恵)  
国分寺市障害者基幹相談支援センター (大浦 志保)  
国分寺市障害者基幹相談支援センター (中川 愛)

司会・進行: 石渡 和実 (会長)

【次第】

1. 開会  
    (1) 新規委員の紹介
2. 議題  
    (1) 今年度の協議会のテーマとスケジュールについて  
    (2) 各専門部会の今年度の取組について  
    (3) 地域生活支援拠点等に必要な機能の充実・強化について
3. その他報告等  
    (1) 障害者計画等策定スケジュールについて  
    (2) 国分寺市障害者基幹相談支援センター事業について  
        (平成30年度事業実績及び令和元年度事業計画の報告等)
4. 情報提供等  
    (1) 地域福祉コーディネーターについて  
    (2) 市民福祉講座について
5. 事務連絡  
    (1) 次回開催予定のお知らせ

## 6. 閉会

### 【資料一覧】

#### ◆事前配付

- 資料 1-1 国分寺市障害者地域自立支援協議会委員名簿
- 資料 1-2 国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会委員名簿
- 資料 1-3 国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱
- 資料 1-4 国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会運営要領
- 資料 2-1 令和元年度国分寺市障害者地域自立支援協議会のテーマについて
- 資料 2-2 国分寺市障害者地域自立支援協議会スケジュール
- 資料 3 各専門部会の今年度の取組について
- 資料 4-1 地域生活支援拠点等に必要機能の充実・強化に向けて地域自立支援協議会が果たすべき役割について
- 資料 4-2 地域生活支援拠点等の整備について
- 資料 5-1 平成30年度 国分寺市障害者基幹相談支援センター事業実績
- 資料 5-2 令和元年度 国分寺市障害者基幹相談支援センター事業計画
- 資料 6 平成31年度国分寺市委託新規事業について
- 資料 7 障害者計画等の位置づけ、検討体制等について

(周知・チラシ等)

- ・令和元年度国分寺市障害者センター市民福祉講座  
「誰もが暮らしやすい街を考える 障害者平等研修を通して」

#### ◆その他、配付資料

- ・平成30年度第3回 国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

## 【開会】

石渡会長： 皆さま、おはようございます。会長の石渡です。皆さまおそろいですので、令和元年度第1回国分寺市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を開会します。出欠の状況について、事務局から確認をお願いします。

事務局： 今年4月に異動してまいりました、事務局を担当します、市村と申します。よろしくをお願いします。

それでは、委員の出席状況及び配付資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の自立支援協議会委員の出席の確認です。神原委員、増坪委員、渡邊委員から、所用により欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。また、本日、石渡会長は、この後のご予定により午前11時45分に退席の予定となっております。続きまして、配付資料の確認をお願いします。

まず、事前に配付させていただいた資料で、次第に続き、右上に資料番号がある資料1-1「国分寺市障害者地域自立支援協議会委員名簿」があります。

資料1-2につきまして、「令和元年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会委員名簿」の一部訂正をさせていただきます。相談支援部会委員名簿の一番右の備考欄の「副部会長」ですが、只今、浜本委員のお名前の欄に書いてありますが、北邑委員が副部会長になります。こちら訂正をお願いします。

続きまして、資料1-3「国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱」になります。こちらは、2枚組になります。

資料1-4「国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会運営要領」。こちらも2枚組になります。

資料2-1、こちら横長の用紙になります。「令和元年度国分寺市障害者地域自立支援協議会のテーマについて」。これが片面になっております。

続きまして、資料2-2「令和元年度国分寺市障害者地域自立支援協議会スケジュール」になっております。

資料3といたしまして、「各専門部会の今年度の取組について」。こちらが3枚組の用紙になっております。

資料4-1「地域生活支援拠点等に必要な機能の充実・強化に向けて地域自立支援協議会が果たすべき役割について」の用紙になっております。

資料4-2「地域生活支援拠点等の整備について」。こちらが両面刷りのものになっております。

資料5-1「平成30年度国分寺市障害者基幹相談支援センター事業実績」。こちらが5枚組になっております。

資料5-2「令和元年度国分寺市障害者基幹相談支援センター事業計画」。こちらが2枚組の資料です。

資料6「平成31年度国分寺市委託新規事業」のご紹介。こちらが両面刷りになっております。

続きまして、机上に配付させていただいております、当日の配付資料といたしまして、資料5-1、追加と書いてある「平成30年度国分寺市障害者基幹相談支援

センタースキルアップ研修等実績」があります。

続きまして、資料7「障害者計画等の位置づけ、検討体制等について（概要）」は2枚刷りのものです。

最後に、こちらが「令和元年度国分寺市障害者センター市民福祉講座」で、2枚組の資料になっております。お配りした資料は以上です。不足等がありますか。

ないようですので、次に、進行上のお願いをご説明申し上げます。本協議会は、会議を原則公開とし、資料及び議事録も原則として公開させていただきます。皆さまのご発言を正確に記録するために録音をさせていただきます。

また、広報のため、会議の様子を写真撮影させていただきますのでご了承ください。また、議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際には、「所属」と「氏名」を述べていただき、その後にご発言をお願いします。

また、本日は、傍聴の方もいらっしゃいますので、ご承知おきください。資料の確認等は以上になります。

石渡会長： ありがとうございます。資料は、皆さま、おそろいですね。それでは、自立支援協議会の委員の方で、交代された方について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 令和元年度国分寺市障害者地域自立支援協議会委員変更につきまして、ご説明申し上げます。人事異動によりまして、4名の委員の方が変更となりました。

お手元の資料1-1をご覧ください。変更となりました委員は、立川公共職業安定所の増坪委員、東京都多摩立川保健所的小林委員、東京都立武蔵台学園の山本委員、子育て相談室の坂本委員、以上4名の方になります。

新任の委員の方の委嘱状でございますが、時間の都合上、机上に配付しておりますのでご確認をお願いします。

石渡会長： それでは、3名の方に自己紹介をいただきます。小林委員からお願いします。

小林委員： この4月から、多摩立川保健所に入りました栗原の後任になります小林と申します。来たばかりでわからないこともあるので、教えていただきながら一生懸命頑張っていきます。よろしくお願いします。

石渡会長： よろしく申し上げます。それでは、山本委員、お願いします。

山本委員： 武蔵台学園に、この4月よりまいりました山本と申します。その前は、墨田区や江東区の学校におりまして、こちらの地域のことを十分わかっていないこともあるので、さまざま勉強させていただきます。よろしくお願いします。

石渡会長： 最後に、坂本委員、お願いします。

坂本委員： 4月に、子育て相談室長として着任いたしました坂本と申します。以前は、生活福祉課で生活保護、生活困窮者、ひとり親家庭の支援を担当しておりました。私も来たばかりでわからないことがあると思いますが、よろしくお願いします。

石渡会長： 皆さま、ありがとうございます。それでは、続きまして各専門部会委員の変更に ついて、事務局から説明をお願いします。

事務局： お手元の資料1-2をご覧ください。まず、各所属の人事異動等によりまして、各専門部会委員の変更がございましたのでご説明します。

相談支援部会は、国分寺地域包括支援センターほんだの櫻井委員。以上1名が前任者と交代で加わりました。

就労支援部会は、立川公共職業安定所の増坪委員，さつき共同作業所の玉木委員，東京都立武蔵台学園の山本委員，以上3名でございます。

精神保健福祉部会は、ケアセンターやわらぎ国分寺の石出委員，東京都多摩立川保健所の佐藤委員，訪問看護ステーション音の小野委員，以上3名でございます。各専門部会の変更は以上となります。

石渡会長： ありがとうございます。各専門部会に、今年度より、新しい部会員の方が入ってくださっていますので、引き続きよろしく申し上げます。

それでは、議題に入ります。最初に、「今年度の自立支援協議会のテーマとスケジュールについて」事務局からお願いします。

事務局： 資料2-1をご覧ください。今年度の自立支援協議会の年間テーマについて、前回の協議会で決定いただいておりまして「地域生活支援拠点等に必要な機能の充実・強化」になりました。

平成28年度に本自立支援協議会を設置し、この3年間で、顔が見える関係から信頼し合える関係に深化する有機的なネットワークの構築を進めてまいりました。こうした関係づくりを続けた結果、昨年10月に新たに位置づけた、地域生活支援拠点等について議論を深め、障害のある方への支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

こちらは、本日の議題となっていますので、後ほどご協議いただきます。

続いて、資料2-2をご覧ください。今年度の自立支援協議会のスケジュールでございます。自立支援協議会の全体会議は、年3回の開催、各専門部会は、年4回の開催を予定しており、開催予定日時は、資料に記載のある通りです。

石渡会長： ありがとうございます。今年度のテーマである地域生活支援拠点については、後ほど、皆さまからご意見をいただきます。

次の議題に入らせていただきます。「各専門部会の今年度の取組について」、各部会長からご報告をいただきます。各部会の報告が終わった後、委員の皆さまからご意見をいただきます。最初に、土井委員お願いします。

土井委員： 相談支援部会の部会長を仰せつかっております、社会福祉法人けやきの杜、国分寺市地域活動支援センター虹の土井満春です。よろしく申し上げます。

それでは、令和元年度における相談支援部会の取組について、ご説明をさせていただきます。資料3の「相談支援部会活動計画書」をご覧ください。この取組目標は、一点目に、「地域生活支援拠点等の充実に向けた地域資源調査」です。国分寺市における地域生活支援拠点は、国分寺市障害者センターとKOCO・ジャムが機能を分担する、いわゆる面的整備でございます。国から示された地域生活支援拠点5機能の中でも、特に緊急時の受入れ対応、地域の体制づくりに注力して取り組んでおります。それら両施設は、あくまでも地域生活支援拠点の核であり、地域のさまざまな障害福祉サービスを提供する事業所、医療機関、教育機関、児童分野、高齢分野、さまざまな分野の関係機関が有効的に連携して、お互い補完し合うことが極めて重要だと考えております。

昨年度の相談支援部会におきましても、緊急をできる限り緊急にしない取組について議論を重ねております。国分寺市や国分寺市障害者基幹相談支援センター(以下

「基幹相談支援センター」という。),そして、市内の相談支援事業所が連携して、個別訪問の取組などを実行しております。今年度は、さらなる地域生活支援拠点の充実と連携強化に向けて、地域資源の洗い出しや調査を行いたいと考えております。

二点目に、「意思決定支援及び日常的な契約・確認行為における署名代行等のガイドライン策定に向けた協議」でございます。知的に障害がある方のうち、契約行為について判断が難しい方については、家族や成年後見人等が支援しており、契約行為の代理等を行っております。地域生活や障害福祉サービスを利用する上での比較的軽易な契約行為として、確認、申請があります。その際も多く書類があり、署名、捺印することが必要となります。そのような本人の署名や捺印が必要な場合は、本人が理解しているかだけではなく、自筆での署名が可能か否かも大きなウエイトを占めております。

家族や後見人がおられない方、あるいは、家族や後見人が近くにおられない場合は、さまざまな支援や障害福祉サービスの利用を迅速に進めるために、関係者が本人の意思を確認して、時には代筆をせざるを得ないような事例が複数あることも聞き及んでおります。そのような場合においては、必ず複数の支援者や第三者が立ち合いのもと、本人への説明が終わったあとで、本人の意思を確認して代筆をするなど、できる限り権利を守るための工夫をされているとも聞いております。支援者側からは、何らかの一定の指針があれば、利用者、支援者、双方とも安心できるとの意見をいただいております。これらの行為については法的な専門家のアドバイスもいただきながら、国分寺市の障害福祉サービス利用上におけるガイドラインが策定できれば、より良い相談支援の質の向上につながると考えております。

三点目に、「相談支援事業所間及び障害児通所支援事業所間の連携、情報共有の強化」です。これは、平成30年度の数値ですが、市内の指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員が立てた計画が、年間で、人数が739人、件数が968件となっております。引き続き、利用者は増加傾向にあります。

相談支援専門員の負担も相変わらず大きく増えておりますが、これは国分寺市に限定した課題ではなくて、全国的な課題であると言えます。

ちなみに、平成29年6月の厚生労働省の調べでは、各都道府県別における計画相談支援実績が出ております。それによりますと、東京都におけるセルフプラン率、つまり、相談支援専門員がかかわらないで、障害当事者が自分でサービス利用計画を立てるセルフプラン率が、特定相談で、東京都の場合は22.1%、障害児相談においては36.4%です。東京都では2割の人が、成人が自分でプランを立て、障害児の場合は3割以上の方、4割近い方の家族がプランを自分で立てている。全国平均ですと、成人の方で17%、児童の場合は28.7%となります。あまり下を見ても仕方がないのですが、ワーストワンは、神奈川県が48.4%セルフプラン、児童の場合は、北海道が52.9%。これら数字は、平成29年6月の時点の状況です。

市区町村によっては、計画相談支援を提供する体制が十分に整っていないことから、場合によっては、利用者に対してセルフプランを促している場合がある市区町村は、安易なセルフプランへの誘導は慎むべきである、と厚労省から事務連絡があ

りました。また、計画相談支援の体制整備に努めると書いてありますが、その通知は、平成26年に出されました。そして、平成29年6月の数値で、まだこれだけのセルフプランがあるのです。

もちろん、セルフプランを否定するものではなくて、自分のことは自分で決めたい、さまざまな人に相談しながら自分が使う障害福祉サービスを決めたい、という方もあり、セルフプランそのものを否定するものではないです。

ただし、全国的に見た場合に、セルフプラン率の高さは、圧倒的に相談支援専門員が足りていないから、やむなくセルフプランに移行されている方が全国平均でこれだけいると捉えられるところに課題があると考えます。

本日は、資料を持ってくるのを忘れましたが、国分寺市におけるセルフプラン率は、おそらく数パーセント、多くても10%以内だと思います。この数値は、計画相談導入時点から、国分寺市においては進捗率100%の早期達成を掲げ、希望する全員に相談支援専門員をつけるという取組をしてきた成果だと思います。

国分寺市の取組、計画相談100%達成を掲げる上で、相談支援専門員側の負担、モニタリングが十分にできないなどのご指摘があるのですが、これら国分寺市が直面している課題は、国分寺市に限ったことではなく、全国の相談支援事業所が抱える課題でもあります。

ですから、今後も、相談支援に集約するための事務的業務の効率化、昨年度も書類等の効率化を国分寺市及び相談支援事業所間で連携して相談しながら進めてきましたが、そのような整備をさらに一層進めること、そして、事業所間の情報共有を進める必要があると考えております。

また、今年度から障害児通所支援事業所連絡会が正式に発足しました。障害福祉サービスや相談支援に最初にかかわる可能性が高いのが、障害児の通所事業となります。放課後等デイサービスはじめ、これらの事業所間が、しっかりと横のつながりを持って、さらに、相談支援部会が連携することによって、情報共有と連携・強化、そして相談の質の向上に寄与するものと考えております。

また、深刻となる「福祉人材不足解消に向けた、地域の人材の掘り起こし」、そして、「大規模災害時における、避難所等での要支援者対応」につきまして、特に自閉傾向のある方、行動障害のある方、医療ケアの必要な方、そのような方で、一般の避難所で過ごすには難しいと思われる方がおられます。そのような方について、どのような対応を取るべきか、相談支援部会の中でも議論を進めてまいります。

石渡会長： 土井委員ありがとうございます。セルフプランの状況なども踏まえて、国分寺市は、先駆的に取り組んでいると感じました。

今日、出席の委員の方で、相談支援部会にかかわる方に話をうかがいます。北邑委員、意思決定支援が、昨今、注目されています。社会福祉協議会は、各種実績がありますが、意思決定支援の実情の現状、課題等をご説明ください。

北邑委員： 社会福祉協議会の北邑と申します。よろしく申し上げます。地域福祉権利擁護事業は、判断能力が十分でない人を対象としており、認知症高齢者や精神、知的障害の方が対象になります。

ただし、判断能力に課題があっても、契約行為ですので契約能力がある方に限定



されており、国分寺市内では、4月1日現在で40件の方が契約をし、支援をしております。

正式な契約については、社会福祉協議会では、ガイドラインを定めております。社会福祉協議会の職員以外の代筆者や利害関係のない方を立ち合いに充て、本契約、正式な契約がなされるためのガイドラインです。しかし、日常的な支援時に、判断能力が徐々に低下する、あるいは、身体的な機能等によって自書サインが難しい場合もあります。今かかわっている高次脳機能障害の方で、毎回、同じようなサインができないケースがございます。

我々の支援では、毎回、利用者の方に支援内容の確認のサインをいただいています。そのサインについては本人が書いたことがわかれば、サインがなくても横棒、一本線でもその方のサインとして確認を取ったこととなります。しかし、金融機関等ではそれは許可されませんので、必要に応じて代行届や代理届を出すのですが、住所、氏名、本人が自ら全てを書かなければいけない部分に困難な場面が多く見られます。また、それらを認めてくれない銀行もあり、そのような面では困難な状況が多々あると思っております。

現状では、土井委員から報告がありましたように、関係機関で連携をして、他の機関や複数名で本人の意思を促して、それらの場面でなんらかの判断をせざるを得ない状況があると思うので、できれば支援者側でも一定の理解と判断材料があれば支援や利用者の方にも不利益にならずに済むだろうと日々感じています。

石渡会長： ありがとうございます。北邑委員から、自分で署名ができない方について、各種工夫がされているお話がありました。国分寺で、これらをガイドラインとして整理するのは、先駆的な取組だと思えます。小池委員は、サイン、署名に関して、ご苦労されている点はありますか。

小池委員： サインは、自分で書けるので、大丈夫です。問題はないです。

石渡会長： 小池委員は、さまざまな場所で定期的に活動しておられますが、サインもご自分でされるということで、困った事はないということでした。

先ほど、高次脳機能障害の方のサインで、棒一本の記載でも一応認めているとは、何かそれらの例を整理していただくとありがたいと思えました。

また、石川委員、意思決定支援に関して高齢分野では、終末期の意思決定など議論されてきていると思えます。それも、高齢分野のさまざまな積み重ねがあつてのことと思えますが、国分寺ではどのような状況か、わかる範囲でお願いします。

石川委員： 地域包括支援センターひよしの石川です。年齢を重ねられた方の支援が多いことから、認知機能がなんらか低下された方への支援が多く、身寄りがない方の支援については、悩ましいことがあると思っております。行政の担当の方や福祉の関係者と協議しつつ、本人に意向を確認しながら、必要な福祉が整うようにプロセスを組んでいくのですが、認知機能が低下するなかで、その人が、どの部分までをご理解・ご了解いただいたうえでのご署名か、また、たとえ署名ができたとしても悩ましいという思いを常に抱きながら、関係者として携わっています。

今回、相談支援部会でなんらか検討されるのは、我々としても参考にさせていただきたいと思えます。年を重ねられて、さまざまな障害特性がある方についての意

思を検討するための情報提供が、どのように上手くできるかも重要だと思っております。また、サインができたとしても、福祉の申請書の書式の記入欄が広がったり、狭かったりさまざま、枠内に書けるかなど、さまざまな場面におけるの難しさがあります。

また、聴覚障害がある方で、我々が面接に行くなどした時に、どれほどやりとりがスムーズにできるだろうかも悩ましいところです。その方に、常に手話通訳や要約筆記の支援者がついておられるわけでもないし、難しい点だと思っております。我々も、どのように支援を進めていくか、適切な情報提供をどのようにしたら良いか、悩みながら、模索しながら支援に入っている感じです。感想のようになってしまいましたが、このようなところです。

石渡会長： ありがとうございます。高齢になり機能の低下が出る時点で、署名や、本人の意思確認では、情報提供の仕方など、さまざまな工夫をされています。

それでは、古川委員に、弁護士会の意思決定支援は、成年後見制度との関係等もあり、検討を続けておられると思います。この辺り、古川委員のお持ちの情報があればぜひお願いします。

古川委員： 弁護士会の古川です。私ども弁護士会では、多摩地域で昨年2月に意思決定支援についてのシンポジウムを開催いたしました。その準備のために、その半年ほど前から事例を集めるなどし、事例の提供をしました。また、自治体側や社会福祉協議会で意思決定支援の場面がある時は、弁護士を立ち合わせてくださいとお願いして、さらに事例を集めています。そのシンポジウムの成果を踏まえて、今年さらに事例の検討を深めていきます。意思決定支援のガイドラインを厚労省が作成して公表していますが、それを実際の事例に当てはめてみて、本当に支援ができるのか否かを探っていくという取組をしております。

先ほど、自書などの話が出たので、そこについての考え方です。まず、重要な事は判断能力の有無です。判断能力がない方については、自書であろうと代理であろうと何もできないことが前提になります。後見人をつけないと契約行為等ができないことになります。判断能力がある場合には、自書をしていただきます。自書ができない場合、代筆が認められます。代筆であることを明示すれば、誰かが代わりに書いたことを記せば、判断能力がある方は契約行為ができます。代筆を誰がするのか、障害福祉サービスを提供する側の人か代筆したら、それはお手盛りに見えてしまいますので、客観的立場にある方に代筆していただくのが望ましいです。

そして、その代筆であることの記録が取れているか、先ほど話をされていましたが、第三者が立ち合っているか否か。支援者と本人の間だけで実施してしまうと、言った言わないになってしまう。代筆について「了解した、了解していない」ことが課題となりますので、その記録を取ることが重要となってきます。

署名は絶対ではなくて、押印でも良い。判を押していただければ署名と同等の法律上は効力があります。裁判の時には、押印があれば自書でなくても記名であっても法的な効力には差異がありません。押印についても、印鑑も誰が持っていた印鑑であるか、となりますから、場合によっては、この人が使う印鑑はこれと決めておいて、その印が押してあれば確認が取れるようにします。

つまり、法律家の知識も使っていただきながら、これで良いのかを迷いながら、手続が遅れたり判断が遅れたり、そのことによって本人に、不利益が発生してしまっただけでは元も子もありません。そのような意味で、適切なルールを設けて、そのルールに則っている限りはオーケーだよ、と支援者の皆さまが、自信を持って活動をしていただける土壌や土台が必要だと感じております。

石渡会長： ありがとうございます。今、委員の皆さまからお聞きしたご意見だけでも、ガイドラインをつくるうえでポイントが幾つか出てきました。

各委員の意見を受けて、土井委員、ひと言ございますか。

土井委員： 意思決定支援、日常的な契約・確認行為の署名の部分ですが、我々は、法的な知見がないもので、少し聞きかじった知識で進めていることもあると思います。契約となりますと、先ほど話されたように本人の判断能力が難しい場合は、後で後見人の方が取り消されるなど、そのような権利もあるのですが、日本では、ちょっとした確認でも、ここに名前を書いてください、サインをください、それがないとこれが進められないと言われることが多々あります。

そのような時に、善意でこれは書かざるを得ないだろうと、支援者や周囲の人が代筆をしていると聞くこともあります。それは、古川委員が話されたようにクリアにしていき、本人の権利を守って客観性を持ち、そして、スピーディーに支援や各種取組ができるよう、しっかりと皆さまで話合っ、法的な視点からご助言いただきながら、ぜひ進めていきたいと考えております。

石渡会長： ありがとうございます。このテーマにかかわる委員の方から、ご意見をいただいたのですが、お話を聞きになってお気づきの委員の方、あるいは、ご質問したい方はありますか、よろしいですか。

それから、今年から障害児通所支援事業所連絡会がスタートしましたが、松崎委員より、具体的に取組まれる点や連絡会に期待すること、課題等お願いします。

松崎委員： ハッピーテラス国分寺の松崎です。今年の1月に懇談会を開催し、次回は、7月に第1回障害児通所支援事業所連絡会を開催します。まず、懇談会では、各事業所がしっかりと各事業をおこなっていることがわかり、大変に心強く感じた次第で、とても良かったと思っています。

各事業所での困りごとや、共通課題などを共有させていただきました。ここ数年、放課後等デイサービスや、児童発達支援の資格要件等が年々厳しくなっていることもあって、有資格者の確保が、どこの事業所でも課題になっていると思います。

一つ提案となりますが、有資格者の人材の掘り起こしを進められないかについて、相談支援部会でも、どのようなかたちで進めるか、これから協議を進めて、話を進めていきたいと思っています。その辺りは市のバックアップもいただきながら準備を進めていきます。

現状を申しますと、事業所間の連携については、大きな変化はまだないのですが、今後、事業所間での勉強会や、それらを共有させていただいて、互いに参加したりして、スキルの底上げ、知識の底上げ、相互理解ができると良いと思っています。

相談支援部会では、相談支援事業所連絡会を昨年度より月1回開催していますが、先行して開始したこの連絡会が、既に良いかたちで成果を出しているという

おりますので、それらの活動も参考にさせていただきながら、障害児通所支援事業所連絡会の活動の充実を図っていきたいと思っています。

石渡会長： ありがとうございます。さまざまな取組がされています。ぜひ、これからお互いの情報共有等を進めていただければと思います。

相談支援部会についてご発言、ご意見がおありの委員の方はいますか。

それでは、次に就労支援部会について、八橋委員からお願いします。

八橋委員： 就労支援部会の部会長を仰せつかっております、社会福祉法人ななえの里、就労継続支援B型ともしび工房の所長の八橋と申します。よろしくお願いします。

お手元の資料3を参照ください。「就労支援部会活動計画書」より、ご説明させていただきます。今年度の就労支援部会の主な取組予定は、四角マークで3点ございます。「就労支援に関する地域の課題の掘り起こしと各課題解決のために必要な取組についての協議」、「就労支援関係機関による連携強化のための仕組みづくりについての協議」、今年度からの新たな試みですが、作業部会として、「農福連携に関する協議」、それと、福祉的就労の課題に関する協議の場として「国分寺障害者施設お仕事ネットワーク」、仮称ですが「就労移行支援事業所連絡会」、この3つの作業部会を設置して、取組内容等について就労支援部会で検討、協議を重ねていくといった方針です。

特に、三点目のこれら作業部会の発足というようなことに関しては、3月の全体会の場でご提案させていただいたものを、今年度、5月に開催した第1回就労支援部会でも、各部会の委員の方にご説明を申し上げて、ご了解をいただいております。

それら取組のイメージに関しては、次ページの見開き右側になりますが、就労支援部会が一番上にあり、そこから農福連携に関する協議、障害者施設お仕事ネットワークと就労移行支援事業所連絡会といったこの3つが、就労支援部会を補完する作業部会として、今後、運営していく図になっております。

障害者施設お仕事ネットワークに関しては、毎月1回、定例会議を重ねております。定例会議の場を生かしながら、就労支援部会から与えられたテーマや課題について協議していこうと思っております。これまで未加入だった事業所もございましたので、これを機会に、未加入の事業所にもお声がけをさせていただいて、今年度からは、作業支援を行う就労継続支援B型や生活介護事業所の全ての事業所が加入する状態で、お仕事ネットワークが形成されております。

また、就労移行支援事業所連絡会に関しては、国分寺市障害者就労支援センター(以下「就労支援センター」という。)が事務局を担います。実際、市内で就労移行支援事業所は2つしかございません。共通の課題として、就労に結びつけた後の空きに対して施設の利用者の方の受入れが難しい、そのようなことで苦労するとうかがっています。

そのような傾向によって、国分寺市の現況ではありませんが、都内では就労移行支援事業所が立ち行かなくなり事業を撤退していると聞きます。傾向としては、民間の事業所よりは、社会福祉法人が営む就労移行支援事業所が、新規利用者の受入れが困難で、諸事情により辞めてしまう傾向にあります。国分寺市内の就労移行支援事業所が2か所あり、ともに長く発展的に継続して事業を行えるように、共通の

課題解決のための取組が見出せるのであれば、当連絡会のほうで議論し、就労支援部会に報告しながら、就労支援部会も一体となって取り組めたらと考えています。

このように、就労支援部会の運営の方向に関して、今年度は、昨年度から少し改善した形式で、取り組んでいきたいと思っています。

また、障害福祉サービスの枠に捉われない障害者の働く場が、国分寺の中で何か試みができるかもしれないという話を、前回5月の就労支援部会で懇談しました。つまり、障害福祉サービスの事業者だけではなく、この部会には商工会の方をはじめ、市内の関係団体の方も参加しますので、そのような方にとって、何かこのようなことであれば積極的に団体としても協力できることがあるなど、そのような障害福祉サービスの枠に捉われないような仕組みがつかれないか、まだ漠然とした思いではあるのですが、少し時間をかけて、部会全体の共通の認識・目標として取り組めていけたら良いと思っています。今年度は、このような計画で進めてまいります。

石渡会長： ありがとうございます。就労支援部会も新しい取組が予定されているようです。これらにかかわる部会員で、就労移行支援事業所連絡会の事務局を担当される石丸委員におうかがいします。

石丸委員： 就労支援センターの石丸と申します。八橋委員から説明がありました「就労移行支援事業所連絡会」は、市内2カ所の就労移行支援事業所と就労支援センターがメンバーとなります。仮称ですが「就労移行支援事業所連絡会」として開催するため日程調整中です。

今までも顔の見える関係、連携をとっておりますが、時間をかけて、これからの就労に対しての話合いができる機会を有効に持ちたいと考えております。関係機関の方、この自立支援協議会の皆さま、さまざまな方に加わっていただき、話合いができればと構想しております。

就労部会として、医療機関との意見交換会を過去2回（年に1回）開催しております。今後も働きたい方の就職準備支援として、安心して働いていくための定着支援にも役立つ意見交換の場を考えております。どのような構成で、顔の見える関係づくりを深めていけるのか検討を続けています。

石渡会長： ありがとうございます。就労移行支援事業所の難しさについて、八橋委員から話していただきました。就労を考えるうえで、医療との連携の話も出ました。寒川委員、この辺り医療との連携、それから、就職してから、仕事を継続するための定着支援について、定着のための生活をどのように整えるか、体験されたこともおありだと思っておりますが話をいただけますか。

寒川委員： 寒川と申します。働き続けるために必要なことでは、本当に基本的なことですが、精神の障害をお持ちの方ですと、服薬の管理も大切になってきますし、それと同時に、本当に基本的なこと、食事、睡眠と休養、余暇の過ごし方については一般的でもありますし、私自身もそれを大事におこなってきたかなと振り返っております。ただし、これを続けていてもなんらかの事情でコンディションが崩れてきてしまうことはあると思うので、働く本人たちが、あらかじめそのようなことを知っておいて、少し対策を練っておくことが大事だと感じています。

それと同時に、周りの方のフォローなども、仕事のことだけの相談だけではなくて、もし可能でしたら、生活面はどうか、体調はどうか、などと聞いていただくと、就労もより続きやすくなります。

前に相談に乗らせていただいた方の中では、就労のことで話す場があっても、就労と生活、そして、その他の悩みごと、人間関係や家族関係、ちょっとした趣味の話などを話す場がなくて、このような全体的に話す場があると、自分はとても安心するのです、と何人かの方から聞いたことがありました。どこかでそのようなことを話せる、フォローしていただける場があると、自分のことを振り返ることで安定して就労が続けやすくなるのかなと感じています。

また、具合が悪くなり休むと、会社に戻れなくなるのではないかと不安のある方や、事業所に戻るのが少し心配と感じる方もおられると思うので、戻る環境があることも事前に打ち合わせなどをしておけると、その方が自分のコンディションに自信を持って働いていけるのではないかと感じています。

そして、支援者の方にフォローしていただくことが一つ、自分でももちろんコンディションを整えるほかに、当事者の方同士で支え合え、話合える環境や枠組みがあると、ひとつ落ち着ける場になるのかも考えました。たとえば、働くための当事者などのグループワークや、しゃべり場のような所、そのようなことを開催する機会などがあると良いと思います。国分寺市で働く方や企業でも良いですし、事業所などに通っている方でも集まって意見を出し合ったりすると、周りの人の話を聞いて思い当たる節があったり、参考にできると思っています。

私も、特に就労する前に作業所に通っていた時に、随分仲間の方とそのような話をして救われると言いますか、落ちついたこともありましたので、励まし合えるような環境が一つあると良いと思います。

石渡会長： ありがとうございます。大事なご指摘をたくさんいただきました。働いている障害がある方同士が集まる場など、今を含めて生活をどのように感じているか、現在、就労に関しては、定着支援が新しい事業になって、さまざまな工夫がされていると思いますが、今の話を聞くと、国分寺の新しい流れができるように思いました。

就労関係でさまざまなご意見をいただきましたが、次に、就労に向けて、学校のお立場で進路を担当されている山本委員からもお願いします。

山本委員： 武蔵台学園の山本です。よろしく申し上げます。国分寺市在住の本校の生徒は、70名ほどおり、高等部の生徒は30名、各学年に10名ほどおります。国分寺市の生徒だけに限らず、生徒の卒業後の生活を考えると、周りの人とうまくかかわって伸び伸び生活して行ってほしいなと思っています。

うまくかかわっていく部分では、学校でもコミュニケーションに関しての授業を実施しております。もう一つ、伸び伸びとした生活については、卒業後に通う施設が本人に合っているかどうか、活動内容が充実しているかどうか、そのようなことも本人の幸せに大きくかかわることだと思っています。

5月に就労支援部会に参加させていただきました。お仕事ネットワークや障害福祉サービスの枠に捉われない障害者の働く職場との話を聞いて、施設それぞれの活動内容の個別化や、より充実した活動になっていく、それを狙ってのことだと思う

のですが、そのように進んでいくのは大変良いと思います。今後も就労支援部会にかかわっていただけると幸いですし、参加させていただきたいと思いました。

石渡会長： ありがとうございます。これからさまざまな場面で、教育との連携が大事になってきますので、よろしくお願いします。

今、意見をいただいたことと関連して、お気づきの委員の方がいましたらご発言をお願いします。八橋委員は、何か感じられたことはございますか。

八橋委員： 貴重なご意見、ご発言をいただいて大変ありがたく思います。特に、寒川委員が話されたなかで、たとえば、障害福祉サービスの事業所に通っている方であれば、通っている仲間うちでは、お互いにさまざまなことが話せるかもしれませんが、それは狭い世界の中での話かもしれなくて、寒川委員の話は、もう少し自分が今まであまりかわりがなかったような方が、ほかの場所でどのような働きをされているのかを聞いて、その中で励まされたり、刺激を受けたりすることも必要なことであるのだと思いました。今後、どのようなかたちが取れるのかはわかりませんが、検討していかなければと感じました。ありがとうございます。

石渡会長： ぜひ、検討して実現していただけたらと思います。ありがとうございます。

次に精神保健福祉部会です。今までの相談支援部会と就労支援部会の報告とかかわることがあると思います。伊澤委員、お願いします。

伊澤委員： 精神保健福祉部会からお伝えします。部会長を仰せつかっています社会福祉法人はらからの家福祉会の伊澤と申します。去る5月15日に、精神保健福祉部会の第1回目の集まりを持ち、今年度の取組について協議をしてまいりました。お手元の資料3に掲載された三本柱について、説明をさせていただきます。

一点目に、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの創設に向けた協議」でございます。継続して議論をしてきた部分ではありますが、保健、医療、福祉、そして公的セクション、それ以外のセクションも全て動員するような体制づくりをする方向性を確認しています。非常に茫漠としたイメージの中で、国分寺の中でどのようにかたちづくっていくのか、その辺につきまして、具体的な議論を進めていくことが必要です。

特に、地域包括ケアシステムを考えた場合に、在宅の精神障害の方の高齢化の課題もございます。そして、高齢の家族のもとに、比較的若い方が同居されて、昨今、8050問題などと言われていますが、そのような課題に対する視点も大事です。

それから、思春期や学齢期の方の初発の対応と言いますか、そのメンタルヘルスをどのように対応していくのか、そのようなことも網羅的に盛り込みながら議論を進めており、非常に課題が山積しています。さまざまな方をお招きして話をうかがいます。

今年度の活動では、当事者の方をお招きして、そして実情をつぶさにうかがいながら、そこでの思いやニーズ、そして、今後の生活に対するご希望も受けながらイメージを深めていきたいと考えています。そのようなことなどをヒアリングしながら、そして具体的にケアシステムの中に何をどのようにかたちづくるか、そのようなことを深めてまいりたいと思っております。

以前の会合で、地域包括ケアシステムの全体像を示すような機会がございまし

た。それは厚生労働省がつくったイメージ図がもとになっており、国分寺において、それをどのように豊かにしていくかと具体的な議論を進めていきます。市内には、どのような事業所があり、どのような支援を展開していて、その事業所の強みや弱みや傾向などを深めた話をしていきたいと思っています。

それから、地域生活支援拠点については、自立支援協議会全体の大きなテーマになっていますが、精神障害の方にとって安心した暮らしに向けた地域生活支援拠点づくり、その議論を深めてまいりたいと思っています。

次の第2回精神保健福祉部会では、地域生活支援拠点に関する資料をそろえまして、全体像を共有することを進めていきたい、そのような点から深めていければと思っています。

二点目に、「精神科病院に長期入院中の方の実態を把握し、課題や地域移行支援のあり方の検討」ですが、長期に入院している方の国分寺市民としての再びの生活の確立も、大きな課題になります。

長期入院の方に対する対応に関しては、先般、基幹相談支援センターが主催した研修会において、近隣の精神科病院の関係者にも参加していただきました。病院の方の地域に向けた動きをつくっていくことに関心が深まっていますので、そこも大きく視野に入れながら、長期入院の方の現在の在院生活における実情、そして、退院を阻害している要因に何があるか、さらに、それをクリアしていくための仕組みや対応はどのようなものがあるのか、について深めてまいりたいと思っています。これらを進めるに当たり、事例検討を重ねてきており、引き続き、この事例検討を通じて深めてまいりたいと思っています。

そして、精神保健福祉部会の活動と、基幹相談支援センターの継続してきたネットワーク研修、さらに、東京都が実施しています地域移行体制整備促進事業、退院促進と呼ばれておりますが、この都事業の関連で行われます研修会もあわせて連動させて、つながりをつくりながら、各研修で抽出された課題を精神保健福祉部会の中で協議項目にしていく、要素にしていく、そのような流れも引き寄せながら進めてまいります。

東京都の体制整備の研修に関しては、北多摩西部地域、国分寺、国立、昭島、立川、武蔵村山、東大和の6市で構成されております圏域の中における研修会です。国分寺の実情も同様ですが、他市における取組なども、事情や状況を聞きながら深めてまいりたいと思っています。

三点目に、「精神障害者の緊急時、災害時における対応」についても大きな課題です。平素の生活の中で、ストレスフルになった場合の不穏状態。それらに対する対応の在り方は、昨年度、アウトリーチ事業などを所沢市で実践している先行的な事例を引きながら、そのような緊急時における対応、直接生活の現場に赴くようなアウトリーチ事業も念頭に置いた検討も進めてまいりたいと思っています。

地域生活支援拠点の事業要素には、緊急時対応も含まれておりますので、そのようなことも視野に入れながら、先ほどの議論と合わせながら進めてまいりたい。

また、災害時における要援護者として、精神障害の方をしっかりと捉えながら進めていく、この要素も大事だと思っています。市には登録制度、要援護者の登録制度



がございますが、精神の方のご利用ははかばかしくなく、さほど登録が進んでいない実情があります。それがどのような理由か、そして、それを進めるにはどのようにすべきか、そのような視点も入れながら考えていきたいと思っています。

以上、話が広がって課題がたくさんありますが、精神保健福祉部会はこのようなかたちで1年を通じて進めてまいりたいと思っています。よろしくをお願いします。

石渡会長： さまざまな課題について検討されていると伊澤委員の話にあり、長期に入院されている方に関して、都の研修や基幹相談支援センターの研修とも連携している、ということでしたが、基幹相談支援センター長の銀川委員に、それら研修等の成果について、報告などをお願いします。

銀川委員： 基幹相談支援センターの銀川です。去る5月21日に、cocobunji プラザ・リオンホールにて、「地域移行支援 in 国分寺～地域包括ケアシステムの構築を目指して」というタイトルで研修を開催しました。地域移行をテーマとした研修会は、今回で3回目となります。初回から、精神科病院の方をお招きして、市内の相談支援事業所、地域包括支援センター、地域活動支援センター、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所、行政機関等と多分野・多職種の皆さまに声かけをし、お集まりいただいています。

今回は事前に、厚生労働省が示す、精神科医療機関における入院患者数の調査、630 調査に基づき、国分寺市の方が1年以上入院されている31 病院全てに連絡を取り、研修会への参加を促しました。13 病院から参加の返事があり、急患が入り欠席となった病院を除き、研修当日 11 病院に参加いただきました。

初回の研修会は、4病院の参加でしたので、今回は約3倍となり、全体の参加者数も初回 34 名に対し、今回は 66 名となり、約2倍になりました。国分寺市の方の長期入院患者数は、平成 29 年度の調べで 97 名となっています。そのうちの半数近く 43 名の方が、65 歳以上です。治療が必要な段階が続いているのか、そうではなく帰る場所を無くした社会的入院となっているのか、本調査だけでは実態はわかりませんが、研修に参加された方の反応を見ると、地域移行に対する関心の高さがうかがえます。

国分寺市では、基幹相談支援センターで開催する研修について自立支援協議会でこのように報告させていただいております。地域移行についても、精神保健福祉部会で報告し、また、地域移行研修会では精神保健福祉部会長より部会の報告をしました。皆さまに、ご報告とご意見をいただき、研修会と部会の連動を初年度より続けてまいりました。さらに、今年度よりその連動を強めるために、東京都精神障害者地域促進事業地域移行関係職員に対する研修、北多摩西部圏域研修との連動も検討しています。この連動が始まれば、国分寺市の地域移行関係者が、少なくとも年2回は顔を合わせるようになります。自立支援協議会発足時のテーマ「顔の見える関係から信頼し合える関係へ」そして、長期入院者が安心して、わがまち国分寺へ帰ってこられる地域をつくっていきたいと考えております。

石渡会長： ありがとうございます。研修が東京都の退院促進と関連して、かつ機能していると感じました。浜本委員は、この基幹の研修に参加されたとお聞きしたのですが、参加しての感想や民生委員の災害時の要援護についても、ご発言をお願いします。

浜本委員： 民生・児童委員の浜本と申します。この研修に、病院関係者の皆さまが多数参加されていて、地域のつながりの大切さを実感しました。

これから夏に向かい、私たち民生委員は、熱中症予防として、年に一度、75歳以上の高齢者がおられる家庭を訪問します。なかには、ひとり暮らしの方もおられます。訪問することで、各家庭の状況の変化をつかむ、あるいは、近隣の方が、その訪問先の家庭の事情をお知らせくださることもあります。そうして聞き取ったことを民生委員は、地域包括支援センターなどにお知らせし、つないでいきます。

この家庭訪問は、地域の方の意見を直接聞ける機会であり、地域を把握するということで、大切な機会と捉えています。また、基幹の研修に参加して、民生委員は、まさに、地域のつなぎ役として、大きな役割を担っているということを実感しました。今後も、民生委員の活動を行っていくことは重要だと思っています。

石渡会長： ありがとうございます。民生委員の働きが、地域にとって重要であることを実感させられました。このように、地域に暮らす人に対して、関係者や専門職だけではなくて、見守りなども含めて、どのようにネットワークを広げていけるかは、地域で顔が分かるだけではなくて、信頼できる関係性が、国分寺市内でも大事になると思います。

今、伊澤委員の話の中で、圏域の話、さまざまな活動についての報告があったので、小林委員に、この圏域という点で、保健師としてお気づきのことなど、ご発言をお願いします。

小林委員： 今、話にありました北多摩西部、国分寺を含む圏域の中で保健師活動を実施しております。現在、地域包括ケアシステムの話が各地域で進められていますが、地域によって、少しずつ温度差というか、異なる部分もあるようです。

国分寺市でも、地域包括ケアシステムの検討を進められていると話があったのですが、同じ圏域の中でも、全部が一斉にスタートしているというわけではなく、まだこれからどのようにするのか、検討の場の設定をされている地域もあれば、既に検討を始められている地域もあるなど、進捗の具合はさまざまです。

一つの例として、昭島市が検討を始めているのですが、その中で、医療機関にメンバーに入っただき、一緒に事例にかかわっていくという取組を始めたとうかがっています。そうした取組を通しながら、地域の保健と医療と福祉と言われますが、医療機関の方が地域のほうに来るという連携が、少しずつ一緒にできるようになるかと期待するところです。それらの視点で、先ほど就労支援の部分で、医療機関との連携の話がありましたが、障害のある相談者本人の生活リズムをつくることも、医療がかかわっていくことが大切になってきますし、連携のところでは、重要なことになってきます。それらの話合いの場に参加し、医療機関がそのメンバーに入っられるのは、現場の声を聞ける機会になりますし、今後、どのように進んでいくのか少し期待しているところです。

石渡会長： ありがとうございます。ぜひ、他市のさまざまな取組も参考にしながら、国分寺市でも取り組んでいけると良いと思いました。精神保健福祉部会は、さまざまなことにかかわっていますが、その部会の取組で、思春期の初期対応が大事であると話が出ており、教育の中でのメンタルヘルスケアも話題になっていたのも、大島委員

から、この辺りの補足等お願いします。

大島委員： 教育委員会学校指導課統括指導主事の大島です。よろしくお願いします。

学校では、子どもたちが、不安感と困りごとを一人で抱え込まないことを大切にしています。まずは、担任への相談となりますが、今、学校では、組織的対応を大事にしております。子どもたちには、誰に相談しても良いと話しています。その中で、その子どもが抱える問題に、いち早く気づいて、なんらかの対応をしていくこととなります。

そして、専門職のスクールカウンセラーは、週1回学校に来ますので、そこでの相談もできます。ただし、担任と違って、週1回ですので、スクールカウンセラーへの相談がしやすいようにとのことで、現在、小学校5年生と中学校1年生は必ず全員に面接をして、それと合わせてのつながりも、そこできちんと持てるようにといった取組をしているところです。

スクールカウンセラーについては、保護者との面談も行っております。子育ての悩みや不安等も、スクールカウンセラーと相談することも可能で、その面から言うと保護者の支援にもなっています。

また、専門職のスクールソーシャルワーカーもあり、月1回、各学校におり、必要な場合は、医療等の関係機関とのつながりをスクールソーシャルワーカーが実施しています。

学校では、このような体制をつくって、極力相談しやすい体制づくりに努めておりますが、担任は、毎日子どもの様子を見ているので、日常的な様子の変化から気づいた点を本人や家庭に働きかけて、できるだけ早期の解決、早期な対応を図れるようにしていくことが重要だと思っています。

石渡会長： ありがとうございます。スクールカウンセラーは、週1回で、ソーシャルワーカーが、月1回なのですね。

大島委員： はい。

石渡会長： この辺りは、それで良いのかとの思いもありつつ、さまざまなかかわりができていることとなります。

今、精神保健福祉部会関連の話聞いて、なにかお気づきの委員の方はいますか。

伊澤委員： ご意見ありがとうございます。先ほど、630調査のことが話題に出ましたが、毎年6月30日を基準日に、我が国の精神医療の入院の状況や在宅における地域医療、それらの実施をつぶさに捉えるような行政調査として、630調査があります。その調査結果に基づいて各病院の内情が知れて、銀川委員が話したように、97名の国分寺市民が1年以上の長期入院にならざるを得ない状況を把握するに至っています。

全国で捉えると、50年以上の入院を続けておられる方が、我が国では実に、1,700人を超えています。最長入院の方は、95年となり、おそらく100歳を超えておられます。関東大震災の年に入院させられて以来、入院が続く状態で、長崎県で過ごしておられる方です。このようなケースもございまして、我が国は、長期入院の方が本当に多いのです。先進諸外国の中でも、突出しています。そこをどのように解消していくのか、地域包括ケアシステムの一番大きなテーマは、地域移行

支援になります。そして、在宅の方を増やしていくように、退院を促進していくこと、それをしながらネットワークを強固にしていくことがねらいとなります。そのために、さまざまなマンパワーや各種支援の要素を網羅していくことになります。

ネットワークを構成していく。まさにネットワーキングは、さまざまなものを結びつけていくのでニットワーキング、まさに、編んでいく作業です。その時に何がどのように必要かを考えると、私が、冒頭で申し上げましたが、厚労省が示した地域包括ケアシステムのイメージ図、全体を俯瞰しながらアプローチをしていくかたち、それから、事例検討をあわせておこなっていく、個の課題からどのようなネットワークが必要か、個の方の必要性に応じてネットワークをどのように取り組んでいくか。この両方向からアプローチしていく方法を強くイメージしています。

そして、最後のほうでプライマリー・ケア、初期対応の話がありました。情報提供になりますが、8月1日に養護の先生が集まる会合があるとのことで、市の障害福祉課に参加要請が来ておりますので、私もそこに参加して、情報をいただきながら、交流もしながら協議の糧にしていきたいと思っております。

石渡会長： ありがとうございます。学校には、養護の先生も常駐しているし、この辺りの専門職がうまく動いてくれると、子どもたちには良いと思います。

大島委員： SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)が、原則、週1回、月1回とありますが、必要に応じて、教育相談室にも心理士がおりますので学校に派遣したり、それからスクールソーシャルワーカーについては、必要に応じて教育相談室の勤務の日に派遣するといったことも対応しておりますので、そちらは学校の申請に応じています。

石渡会長： ありがとうございました。別の自治体のケースですが、50年以上入院する方で、その兄が入所する特別養護老人ホームに入所するために退院して、兄との交流があったようですが、1年もたたないうちに兄が亡くなったと聞きます。皆さま高齢になって、時間的な制約も含めて、どのように動くのか、大変に難しいと思います。

伊澤委員： 実に、年間2万人の方が、病院の中で亡くなっています。35分に1人の割合になります。死亡退院との言い方があるのですが、退院とは、あくまでも暮らしの場所を地域に戻すことですから、亡くなってしまったら、退院とは言わないですね。そのように、病院の中で亡くなる方が増えています。

石渡会長： 各専門部会が、切実な諸課題に円滑な展開をしていると感じました。ぜひ、今年度もよろしくお願いします。

部会の報告が終わりまして、次に、「地域生活支援拠点等に必要な機能の充実・強化について」用意していただいています。事務局より、お願いします。

事務局： 資料4-1をご覧ください。先ほどご説明させていただいたとおり、今年度の自立支援協議会のテーマは、「地域生活支援拠点等に必要な機能の充実・強化」でございます。

今回が、今年度初めての協議の場ですので、地域生活支援拠点等の充実・強化について自立支援協議会がどのような役割を果たしていけば良いか、また、今後どのようなことを協議していけば良いか、ご協議いただきたいと思います。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域生活支援拠点等と自立支援協議会

が連携し、地域の実情を踏まえた機能の充実とともに、関係機関等との有機的連携の強化を図ることとされております。

協議会の活用例として、厚生労働省から示されているものを参考までに資料に記載させていただきました。こちらは例ですので、これに限らず自立支援協議会の活用方法をご協議いただきたいと思います。

また、資料に記載がございますように、部会の活用も重要になると思われます。全体会は時間が限られており、個別具体的な事項は部会の所掌になってまいりますので、全体会と部会との関係性についてもご意見を頂戴できればと思います。

資料4-2については、今回初めてご出席される委員の方もおられますので、前回の資料をそのまま添付させていただきました。内容の説明は、時間の関係上割愛させていただきますので、ご了承ください。

説明は以上になります。自立支援協議会の活用方法だけでなく、地域生活支援拠点等への思いや期待すること等についてご発言いただければ、自立支援協議会が果たすべき役割が見えてくると思います。率直なご意見をお願いします。

石渡会長： 事務局のご説明ありがとうございます。この地域生活支援拠点の役割として、親亡き後についても大きなテーマになっていて、これについては、今日、欠席の神原委員からご意見をメールでいただいているので、銀川委員に、神原委員のご意見、ご提案を代読いただきます。

銀川委員： はい、神原委員に代わりましてご報告します。神原委員から、3つの検討事項をお預かりしています。

一点目は、地域生活支援拠点の専門部会の立ち上げについてです。相談支援部会でも話合っていたいておりますが、さらに重点的に検討し自立支援協議会に上げていただきたい。どのようにつくっていくのか、一括、あるいは段階的にするのか、計画書の作成をもって検討することや、本人、家族の思い等の集約をどのようにしていくかなども検討してほしい。

二点目は、体験型グループホームの実現についてです。専門性を求められると聞いています。他法人などの専門家（精神、医療、介護保険なども含めて）との連携が重要であると考えます。

三点目は、障害福祉サービス等利用計画についてです。緊急時の対応についても明記することで、緊急時にスムーズに支援が行えるようにしている地域もあるようです。ぜひ、当市でも検討を行ってくださるとのご意見をいただいております。

石渡会長： ありがとうございます。大事なご指摘をいただきました。委員の皆さま、さまざまな思いがあたりかと思えます。

稲垣委員、地域生活支援拠点に限らず、今までの話も含めて、稲垣委員のお立場でご意見をいただければと思います。

稲垣委員： 難病の方は、外見では、その疾病がわからない人が圧倒的に多いです。病気の進行の段階で、軽度の方のほとんどは、仕事を続けています。しかし、症状が進行して、仕事を辞めざるを得なくなり、不安になった時の相談先は、病院の主治医や医療ソーシャルワーカーになり、福祉につながることは少ないと思います。

福祉につながる場合は、難病医療券ではなくて、障害者手帳を取得してからにな

ります。愛の手帳をお持ちの方もありますが、身体障害者手帳を取得する方が一番多いです。身体障害者手帳によって、各種障害福祉サービスを受けられることとなりますが、身体障害者手帳の障害種別に、難病であることは明記されません。

そして、難病で障害福祉サービスを利用する方は、身体障害者として相談を受けられており、難病の実態が見えづらいと思います。

さらに、難病の方の相談が、どこにできるのかについても、福祉分野に限ると、難病と明確に打ち出している窓口が少ないのが実情です。

私どもの難病の会の中でも、難病の方は、はたして障害者であるのか否か、疑問を持つ方もかなりの数おられます。少なくとも、身体障害者手帳を取得している方は、自分が障害者であるという意識は多少ありますが、医療券のみの取得の方は、自分が障害者であるとの自覚が薄いです。

国分寺市では、障害者センター等に相談される難病者の件数や福祉サービスの利用数は、障害者手帳等の種別でカウントされるため、正確に把握できていないのが残念です。

就労の相談については、途中で就労される方が多いので、就労支援センターに登録するというよりも、発症前にどこかに勤務しており、そのまま、その職場に勤めています。しかし、職場の環境は企業や法人により各々違います。福利厚生面が充実している会社は、通院を認め、休暇を取得できるなど、さまざまな面での支援があり、長期療養を認めるところがあると聞いたことがあります。一方で、会社によっては、本人が辞める方向に持っていき、結果、自主退職となることもあるようです。自主退職された方でも、働きたいとの意思を強く持つ方もおります。福祉的就労、障害者枠での雇用もありますが、それまでお勤めの会社の給料と比較すると、その工賃が極めて安いのも気にかかります。難病も精神の方も同じかと思いますが、外見では疾病の重度がわからないことがあります。難病の会でも、各方面の理解を得るために、市報をはじめ、さまざまな周知の方法を考えないといけないのですが、そのような実情が行き渡っていないのが現実です。疾病を抱える方々が、住んでいる地域で、気軽に相談できる場所や、どこかに出かけられる場所があると良いと思っています。

石渡会長： 今、すぐに障害福祉サービスが必要な時に、どのような働きかけをしたら良いのかも含めて、もう少しご説明いただけますか。

稲垣委員： 今、一番の課題になっているのは、介護保険のことです。難病の場合は、健常者で高齢とともに身体機能が劣っていくのとは、また少し違うプラスアルファの部分があります。私も含めて同じなのですが、ただ話していると、難病による障害がわかりにくいところがあります。ケアマネジャーが来ても、「お元気そうですね」と言われて、身体状況、苦痛を訴えたとしても、高齢者の症状と同じ扱いになり、結果、介護認定を受けることができないと悩む方が正直おられます。

石渡会長： 精神障害の方と共通する部分もあるとのことですが、寒川委員、補足等ありますか。地域生活支援拠点との関連に限らず、今の稲垣委員のご意見なども踏まえて。

寒川委員： 最初に相談に行く場所が医療になってしまうのは、精神障害の方も本当に同じだと思います。心の病も次第に悪くなっていくことがあるので、あれっと思った時に、

医療に行く前に、どこか福祉的なところでも良いですし、そうではない別なところに相談に行ける場所があると、早めに良くなる場合もあると思います。

稲垣委員の話聞いて、とても専門的な体験もされておられます。そして、さまざまな人を見てこられており、こういった当事者性を持った専門家などの、そのような方も実際に活用すると言いますか、生かしたりできれば、難病にかかったり精神の病気になったりした時にも、安心ができると思います。

石渡会長： お二人のご意見からすると、相談が今までのパターン化された相談ではない、暮らしにまつわる切実な課題にどのようにかかわるのか、それも地域生活支援拠点の果たす役割として検討しなくてはならないと思うのです。

地域生活支援拠点に関してほかにご意見がおありの委員の方はいますか。

今年度のテーマですので、ぜひ各委員のお立場で、この後、議論していきます。

それでは、三番目のその他の報告事項です。まず「障害者計画等策定スケジュールについて」、事務局からお願いします。

事務局： 障害者計画等の策定について報告をさせていただきます。

本日、机上配付させていただきました資料7「障害者計画等の位置づけ、検討体制等について（概要）」をご覧ください。

初めに、「計画の位置づけ」についてですが、今回は、今年度と来年度の2カ年で4つの計画策定を予定しております。

一つ目は、障害者基本法に基づき、市の障害者のための施策全般に関する基本的な内容を定める第4次の障害者計画です。

二つ目は、障害者総合支援法に基づき、市の障害福祉サービス等の見込量や提供体制の確保などを位置づける第6期の障害福祉計画です。

三つ目は、児童福祉法に基づく市の障害児通所施設等のサービスの見込量や、提供体制の確保に関する事項などを位置づける第2期の障害児福祉計画です。

四つ目が、障害者計画を推進するために具体的な取組を定める障害者計画第4次前期の実施計画となっております。

資料1ページの下段に、それぞれの計画の期間をお示ししております。第4次の障害者計画が6年間、その他の計画については、3年間の計画期間となります。

資料2ページの「他の計画との関係」については、今回策定する計画は、いずれも平成27年度策定の国分寺市地域福祉計画の障害福祉分野の計画として位置づけられていますので、同じ福祉分野の計画をはじめ、国分寺市総合ビジョンや、市のその他の計画とも整合性を図りながら策定しております。

次に、資料3ページの「計画の検討体制」については、計画検討組織の国分寺市障害者施策推進協議会が中心となりますが、本自立支援協議会で検討された地域の課題や、事業所連絡会等でのヒアリングなどを通じまして、連携を図りながら策定をしてまいります。

最後に、今後の予定といたしまして、来年度の計画策定に向け、今年度はアンケートによる市民の意向調査の実施と、関係団体懇談会での意見聴取などを予定しております。その結果を踏まえながら検討を進めてまいりますので、経過については、可能な限り、本協議会でも報告をさせていただきたいと考えております。

石渡会長： ありがとうございます。これについても委員の皆さま、ご意見がおありだと思うのですが、今日は時間の関係もありますので、ヒアリングやアンケートをうまく生かしてください。なにかあれば、直接、寒河江係長にお伝えをお願いします。

銀川委員： 次の報告事項は、基幹相談支援センター事業について、銀川委員、お願いします。基幹相談支援センター銀川です。平成 30 年度事業報告と研修実績、令和元年度事業計画のご報告等をさせていただきます。

資料 5-1 をご覧ください。平成 30 年度事業報告ですが、指定管理から委託事業へと変わり、表にあります 13 の新たな取組が加わりましたので、そこを中心にご報告させていただきます。

1「相談支援事業所訪問」では、計画相談総件数、新規計画の待機者、今後相談可能か否か、支援が困難になっている事業所の課題、地域課題等の聞き取り等を実施しました。直接、話をうかがうことで、どの相談支援事業所も計画相談のために最大の努力をしてくれていること、地域に使えるサービスが不足していること、障害福祉サービスだけでは救えないケースがあることを聞かせていただきました。

ここであがった話が、この後の 2「専門家による個別スーパーバイズ」、3「相談支援専門員新任向け研修」、4「支援者向け研修」、6「障害児ネットワーク研修」の内容につながっていきました。

研修実績については、別紙 5-1 追加の資料をご覧ください。「平成 30 年度国分寺市障害者基幹相談支援センタースキルアップ研修等実績」です。基幹相談支援センターが主催する研修は、専門的人材の育成及び相談支援の質の向上、相談支援専門員をはじめとする関係機関の有機的なネットワークの構築を目指しています。

平成 30 年度は、4 種類の研修を合計 7 回実施し、延べ 387 名の方にご参加いただきました。見えてきた地域課題は、自立支援協議会や各専門部会とも共有し、この後ご報告させていただく解決に向けた具体的な取組へとつなげていきました。

もう一度、資料に戻っていただき、2 ページ目をご覧ください。地域のネットワークの充実に関して 5, 7, 8, 9, 10, 11 は主に自立支援協議会についての取組です。基幹相談支援センターは全ての会にかかわらせていただいて、ニュースレターの発行もお任せいただきました。12「緊急度の高いケースへの家庭訪問」、13「24 時間 365 日緊急入所保護事業の相談受付」については、8 の「相談支援事業所連絡会」で相談支援専門員の皆さまと何度も話し合いを重ね、それを相談支援部会で検討し、全体会でご意見をいただきながら事業を進めていきました。詳細は、その後のページをご覧ください。

そして、令和元年度の事業計画ですが、平成 30 年度を踏襲し、さらに地域課題の解決、有機的なネットワークの構築に向けて前進していこうと思っております。

事業計画の 3 ページの令和元年度スキルアップ研修等予定にあるとおり、既に終了した研修もあります。皆さまからの貴重なご意見を参考に、今年度は自立支援協議会のテーマである地域生活支援拠点等に必要な機能の充実・強化にも貢献できる取組となるように力を尽くしてまいります。

石渡会長： ありがとうございます。新しい 13 事業をやり切ってさまざまな課題を参考にされており、基幹相談支援センターが地域を耕しているとの印象を、私は持ちました。



委員の皆さまも、基幹相談支援センターに対するご意見、ご要望があると思うのですが、この後の地域生活支援拠点の検討と関連してご意見をいただければと思います。今日は、時間の制約があり、ご報告までで終わらせていただきます。

その次が、情報提供等となっております、ここから坂田副会長にバトンタッチをさせていただいて、私は、先に退席させていただきます。

坂田副会長： それでは、情報提供の項目からバトンタッチさせていただきます、副会長の坂田です。早速ですが、地域福祉コーディネーターについて、説明をよろしく願います。

健康部地域 健康部地域共生推進課長です。いつも大変お世話になっております。

共生推進課： 今年度、国分寺市の社会福祉協議会に委託する地域福祉コーディネーター、2名を配置しましたので、この場をおかりしてご紹介します。既に、別の場面でも紹介させていただいていますので、重なる部分があるかもしれません。

地域福祉計画に、福祉の相談窓口を設けるとの重点課題があるのですが、そこで、設備的な窓口よりも先に、地域相談を受け止める方を配置することと、今年度から、地域福祉コーディネーターを配置させていただきます。

ただし、地域福祉コーディネーターの二人が、全ての相談を受け止めて、解決に至るまで担当することとは違いまして、受け止めて各専門家へつなげたり、あるいは、一世帯で複数の課題が起きているご家庭の調整等をしながら、地域の方とかかわりながら、解決に向かったり、そして、地域の中で地域の力を、対応能力を強めるようなことが生まれてくるような時は、そこに関与して、手助けをしていくようなことに期待するところがございます。それでは、川合さんと川端さんをご紹介します。

地域福祉コーディネーター： こんにちは。今年度、国分寺市から委託を受けまして、地域福祉コーディネーターを務める川合真由美と申します。よろしく願います。私は、高齢者の地域包括支援センターの東側のエリアが担当で、「ほんだ」と「もとまち」と「こいがくぼ」地区を任されています。よろしく願います。

西地区を担当させていただきます社会福祉協議会の川端真紀です。地域福祉コーディネーターの拠点は、ボランティア活動センターこくぶんじに窓口があります。ボランティア活動センターこくぶんじは東側にありますが、私は、西側を担当しています。地域包括支援センターの圏域では「ひよし」、「なみき」、「ひかり」になります。よろしく願います。

健康部地域 共生推進課： 本日の配付資料では、資料6になりまして、社会福祉協議会の広報紙『ふくし』の写しと、裏面には「国分寺市における包括的支援体制（地域の相談窓口を含む）イメージ図」が添付されておりますので、ご参照ください。

以上、お時間をいただきまして、ありがとうございました。今後とも、よろしく願います。

坂田副会長 近藤課長ありがとうございました。地域福祉コーディネーターについては、ぜひ、ご活用ください。

続きまして、市民福祉講座のご案内です。本日、机上配付された「誰もが暮らしやすい街を考えるー障害平等研修を通して」というチラシが配られております。

私から説明を申し上げます。この市民福祉講座は、地域活動支援センターつばさが主催する市民向けの研修会です。さまざまな障害福祉を推進するためのテーマで、年3回ほど計画されています。本講座は、本来、昨年度に実施する予定でしたが、延期した経緯があります。

今回の障害平等研修とは、障害当事者の方、車椅子の方などがコーディネーターとなり、市民の方と一緒に「誰もが暮らしやすい街」ってどんなまちだろう、障害があってもなくても暮らしやすいまちを考えようと企画されたものです。

研修当日の天気予報が大雪となり、講師である当事者の方々が、都心部からお越しになるのが難しいだろうと判断して、開催日程を延期していました。時期を改めまして、今年度7月13日午後1時から、障害者センターにて実施します。

障害平等研修とは、障害学という学問からの発信でして、既に、障害者差別解消法などの法令が制定されていますが、法令を学ぶというよりは、どのような部分に皆さまが困難を抱えており、どのようなことをするとさまざまな人が暮らしやすくなるのか、当事者の方と一緒に考えるという内容になっています。今回、国分寺で開催するにあたり、このような研修を企画されておられる当事者の方がおられることの紹介も兼ねておこなえればと思っています。現在、申込みを受付け中ですので、よろしければご参加いただければと思っています。よろしくお願いいたします。

そのほか、情報提供はございますか。よろしいですか。

次に、事務連絡に移らせていただきます。事務局、よろしくお願いいたします。

事務局：

次回の開催予定についてお伝えします。次回の開催予定は、10月28日月曜、午前10時から12時までとなっております。開催場所は、本日と同じ国分寺市役所書庫棟1階会議室を予定しております。

また、前回開催しました平成30年度第3回国分寺市障害者地域自立支援協議会会議録については、今回机上に配付させていただいております。委員の皆さまには、発言箇所や内容のご確認及び訂正の確認をしていただき、ありがとうございます。

最後に、本日お車でいらしゃった委員の方は、駐車券をお渡ししますので事務局までお声をかけてください。

坂田副会長：

事務連絡が終わりました。何か最後に補足等、ご意見のある方はいますか。

本日、配付された「国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱」の附則をご覧ください。任命された委員の任期は、平成31年、つまり令和元年6月30日までとする、とあります。よって、今年度の第1回のこの会議をもって、皆さま委員の任期が終了します。既に、次期の委員の推薦手続き等が、依頼させていただく各団体、法人においてすすめられていると思います。また、現任委員の異動等に伴い、今回、交代された新しい委員の紹介もさせていただきました。次期交代なさる委員の方もおられますが、国分寺の自立支援協議会にご協力いただきまして、ありがとうございました。新しく選任される方には、十分引き継ぎなどをしていただいて、引き継ぎの議論ができますように、ご協力をお願いします。

また、引き続き来期も委員をお引き受けいただく方は、7月以降も当自立支援協議会に活発なご意見、ご参加をお願いします。

私も副会長を仰せつかり、会長は途中、少し体調を崩された時期もありまして、

司会進行を何度か代行させていただきました。非常に、勉強させていただきました。副会長の任としては、拙いところもあり、何卒ご容赦いただければと思っています。

国分寺の自立支援協議会は、ほかの地域からも参考になるような協議会として、お問い合わせ等もごさいます。これからも、自立支援協議会の協議等を通して、国分寺の地域課題を正確に把握して、さまざまな協議につなげていく、各専門部会につなげていく、そして、さまざまな連絡会や事業所をそれぞれにつなげていく、その結果として、障害のある方やそのご家族、市民に、国分寺のまちが住みやすくなったと、感じていただければと思っています。いろいろなところにつながっていく努力を、これからも続けてまいりたいと思っておりますので、ぜひ、ご協力をお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回国分寺市障害者地域自立支援協議会を終了します。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。